4）シリンダーに充てん後、65℃における内圧がシリンダーの試験圧力を超えないこと。
5）吸着材は、シリンダー及びガスと反応して有害物質又は危険物質を生成するものではないこと。また、ガスと吸着材を組み合わせた場合であっても、触媒反応を起こし若しくはシリンダーと反応を起こすなどの危険を生じ、シリンダーに影響を与え又はシリンダーの強度を損なうことがないこと。
6）圧力や化学的安定性が適切であることを確保するために、シリンダーに充てんするたびに、吸着材の品質を確認すること。
7）吸着材は、輸送禁止物件ではないこと。
8）ＩＳＯ11513：2011附属書Ａで規定された充てん手順に従うこと。
9）定期検査に合格していること。また、定期検査の間隔は５年を超えないこと。
10）シリンダーの構造材及びその付属品は、触媒反応を起こし若しくは輸送許容物件と反応を起こすなどの危険を生じ、輸送許容物件による影響を受け又は強度を損なうことがないこと。

別表第１備考三④「457」の項を次のように改める。

「457」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器					単一容器又は複合容器		
	内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量		外装容器	包装物当たりの許容質量		容器の種類
			旅客機	旅客機以外の航空機		旅客機	旅客機以外の航空機	
3241	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	25kg	50kg	１Ｄ，１Ｇ，１Ｈ１，１Ｈ２，３Ｈ１，３Ｈ２，４Ｃ１，４Ｃ２，４Ｄ，４Ｆ，４Ｇ，４Ｈ１，４Ｈ２	25kg	50kg	１Ｈ１，１Ｈ２，３Ｈ１，３Ｈ２，６ＨＣ，６ＨＤ１，６ＨＤ２，６ＨＧ１，６ＨＧ２，６ＨＨ１
	プラスチック製容器	1 kg						
	プラスチック袋	1 kg						

㈱　容器及び包装は、等級が２の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

別表第１備考三④「473」の項を次のように改める。

「473」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	等級	組合せ容器					単一容器及び複合容器		
		内装容器	内装容器当たりの許容質量		包装物当たりの許容質量		外装容器	旅客機以外の航空機	
			旅客機	旅客機以外の航空機	旅客機	旅客機以外の航空機		包装物当たりの許容質量	容器の種類
1378	2	ガラス製又は陶製容器	—	1 kg	—	50kg	１Ａ１，１Ａ２，１Ｂ１，１Ｂ２，１Ｇ，１Ｈ１，１Ｈ２，１Ｎ１，１Ｎ２，３Ａ１，３Ａ２，３Ｂ１，３Ｂ２，３Ｈ１，３Ｈ２，４Ａ，４Ｂ，４Ｃ１，４Ｃ２，４Ｄ，４Ｆ，４Ｇ，４Ｈ１，４Ｈ２，４Ｎ	—	—
		金属製容器	—	1 kg	—	50kg		—	—
2881	2	ガラス製又は陶製容器	—	1 kg	—	50kg		—	—
		金属製容器	—	1 kg	—	50kg		—	—
	3	ガラス製又は陶製容器	1 kg	2.5kg	25kg	100kg		100kg	１Ａ１，１Ａ２，３Ａ１，３Ａ２，シリンダー
		金属製容器	1 kg	5 kg	25kg	100kg			

㈱　等級が３の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が２の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

別表第１備考三⑤「570」の項を次のように改める。

「570」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器					
	内装容器	内装容器当たりの許容容量		包装物当たりの許容容量		外装容器
		旅客機	旅客機以外の航空機	旅客機	旅客機以外の航空機	
液体						１Ｄ，１Ｇ，１Ｈ１，１Ｈ２，３Ｈ１，３Ｈ２，４Ｃ１，４Ｃ２，４Ｄ，４Ｆ，４Ｇ，４Ｈ１，４Ｈ２
3103	プラスチック製容器	0.5ℓ	1 ℓ	5 ℓ	10ℓ	
3105	プラスチック製容器	0.5ℓ	1 ℓ	5 ℓ	10ℓ	
3107	プラスチック製容器	1 ℓ	2.5ℓ	10ℓ	25ℓ	
3109	プラスチック製容器	1 ℓ	2.5ℓ	10ℓ	25ℓ	
固体						
3104	プラスチック製容器 プラスチック袋	0.5kg	1 kg	5 kg	10kg	
3106	プラスチック製容器 プラスチック袋	0.5kg	1 kg	5 g	10kg	
3108	プラスチック製容器 プラスチック袋	1 kg	2.5kg	10kg	25kg	
3110	プラスチック製容器 プラスチック袋	1 kg	2.5kg	10kg	25kg	